

製品等の宣伝を目的として当院を訪問される事業者の方へ

令和4年3月23日より、製品等の宣伝を目的として当院を訪問される事業者様の訪問規制を緩和いたします。

① 院内で製品の宣伝活動を行う際は、社名入りの名札を見やすい位置に着用していただくようお願いいたします。

② 訪問時間は当院又は職員の指示がない限り原則として14時以降とし、面談場所は外来診療室と医薬品情報室（DI室）でお願いします。

※ 物品調達等に関する契約による納品、各種打ち合わせ、又は医療機器若しくは材料の説明など、当院からの要請のため訪問される事業者は除きます。

④ 来院時には正面玄関で検温を行い、受付で健康チェック表に記入をお願いいたします。